



Christopher Morris/ICRC/VII

NEWSLETTER

番外編

武力紛争下の性暴力

【目次】

なぜいま、性暴力？	1
ICRCは具体的に何ををするの？	2
“表に出ることのない現象”	4
今後の取り組み	6
Q&A	8

リベリアの紛争は、女性たちに想像を絶する苦しみをもたらした。反政府軍の兵士がある女性の家にやってきて彼女を部屋の真ん中に立たせ、歌って踊るように命令した。そして、彼女のまだ12歳にも満たない娘を強姦した。彼女は歌い、手をたたき、踊りながら、その様子を見せつけられた。彼女は避難民キャンプに逃れてからも歌い手をたたき、そして踊り続けた。

【表紙の写真】「死の踊り」より

「性暴力」とは：

女性・少女にだけでなく、男性・少年に対して直接的に向けられた暴力、拘束、拘禁、精神的圧力、力の乱用などを伴う暴行や威圧した力による性的行為を表す言葉です。被害者が逃れられない環境や、真の同意を与えることが不可能な環境を利用した場合も強制とみなされます。強姦、性奴隷、強制売春、強制妊娠、断種強要、同様の重大な性暴力も含まれます。

このような行為が単独で起こることはまずありません。殺人、子ども兵士のリクルート、搾取や暴力とともに発生します。性暴力は報復や恐怖の植え付け、拷問として使われることもあります。戦争の手段として、社会組織を破壊するために組織的に行われることもあります。また国際人道法は、性別によって被害者を区別することを禁じています。

性暴力は、被害者だけでなくコミュニティ全体を破滅へと導くこともあります。武力紛争やその他暴力の伴う事態で長い間はびこってきました。男性、女性、少年、少女を問わず、自由を奪われた人は性暴力などの不当な扱いを受けやすく、特に劣悪な環境にある収容所などでは、取調当局員、収容所職員、被拘束者による性的虐待が起きやすいことが分かっています。

多くの場合、強姦やその他の性暴力は恐怖を植えつけることや報復を目的に組織的に実行され、行き過ぎた残虐行為は、被害者を精神的、肉体的に追い詰めます。人間の尊厳をおとしめるこのような行為は、人間性の本質的な部分をも壊すとされています。

性暴力は、ジュネーブ諸条約、国際的武力紛争および非国際的武力紛争に適用される慣習国際人道法、国際人道法で禁止されています。強姦やその他の性暴力は、戦争犯罪とみなされ、加害者には相応の罰が課されます。また、多くの国には強姦やその他の性暴力を禁じる国内法が存在し

ます。にもかかわらず、被害を受けたことへの恥ずかしさや罪の意識、報復への恐怖から問題全体が明るみになることはまれです。証言や医師の診断書がなかったり、事件を告発することに対する文化的な制約があるなかでは、被害者が司法に訴えることもほぼ不可能です。男性被害者の場合も、文化的な引け目や固定観念が邪魔して、被害を口にしたり、支援や司法に訴えることをせず、追い詰められた状況に置かれているといわれます。このような文化的・社会的要因により性暴力の被害者が自ら声を出して支援を求めることはまれです。この「表に出ることのない現象」は、支援実施の大きな壁となって現場のICRC職員の前にはたちどころに隠れてしまいます。

しかし、社会の進歩、国際人道法や国際人権法の普及、加害者の訴追、性暴力と被害に対する理解の深まり、医療の改善などが進み、状況が打開する兆しがみえはじめています。武力紛争下の性暴力は、**予防可能な悲劇**として認知されつつあり、国際社会もこの問題に本格的に取り組み始めています。

最新情報は
公式Twitterで配信中
@ICRC_jp



ICRC

ICRCは具体的に何をするの？

医療分野 MEDICAL CARE

ICRCは、性暴力の被害者を病気やケガ、自らの意思によらない妊娠から保護するために、当該国の医療システムに応じて、直接支援を提供したり、病院を紹介しています。

性暴力は、武力紛争下や収容所内で発生することが多いため、被害者が適切な医療措置を受けるのが困難です。充実した医療施設などなく、経験のある職員や薬は存在しても必要最低限で、被害者は治療を受けるために長距離の移動を余儀なくされることもあります。被害者の希望を考慮しながら、職員の安全も確保されなくてはなりません。特に、収容所から出て初めて治療を受けられるようになる被拘束者への対応には、多くの課題が残ります。



被害者には、差別されることなくできるだけ最善の治療を受ける権利があります。私たちは、公平で包括的かつ効果的な治療を目指して、質の高い継続性のある医療サービスを提供すべく尽力しています。HIV感染者や慢性疾患を抱えた被害者に対しては特に配慮が必要です。そのため、武力紛争やその他暴力の伴う事態において、医療施設や移送手段、医療従事者が効率的に機能するための支援もICRCは行っています。



私たちは、性暴力の被害者がトラウマを乗り越え、心の傷を癒すための支援も不可欠だと考えます。被害者や収容施設に拘束されていた人たちを対象に、心のケアを提供するプログラムを実施しています。ストレスや不安への対処法を学んだり、希望すれば、カウンセラーに話を聞いてもらう機会も設けています。被害者の支援システムを強化し、彼らが社会から拒絶されないことがないように、コミュニティ全体を対象としたプログラムも実践しています。

精神的なサポート PSYCHOLOGICAL SUPPORT



Christopher Morris/MI/CRC

保護 PROTECTION

被害者本人、情勢不安な環境下にあるコミュニティ、また他のパートナー機関から入手した情報に基づき、私たちは性暴力に晒されるリスクの高い個人や集団の保護活動を行っています。個人を取り巻く環境からその身を守るため、虐待疑惑や虐待が個人・コミュニティへ与える影響、法的意味、リスクを減らすための方策などについて、政府当局や武装グループと非公式に対話の場を持ちます。同時に、コミュニティと協働で、性暴力に関する啓発と保護のための戦略作りに取り組んでいます。例えば、水汲みの途中で発生する被害を軽減するために、女性が隠れられる穴を掘ることなどです。

子どもや保護者のいない未成年、被拘束者、避難民、移民といった特に弱い立場にある人には、彼らが置かれている状況がさらに悪化する可能性があることを念頭に置いて保護に取り組むことが必要とされています。例えば、私たちが収容所を訪問する際、被拘束者の待遇やプライバシー・安全の欠如、また定員超過など収容所の管理状況といった構造的な問題、さらには特に弱い立場にある集団を適切にモニターすることの必要性について、関係当局と話し合います。

予防 PREVENTION



Thomas Pizer/ICRC

ICRCは、性暴力を禁じている国際人道法や他の国際基準についての理解を深めることが、武力紛争下での性暴力の抑止につながると考えます。性暴力は国際人道法に抵触するということを全紛争当事者に再認識してもらい、女性、男性、少女、少年をそのような暴力から保護し、必要な医療措置を直ちに提供するよう、公式・非公式に訴えています。

法律の起草を支援したり、国際人道法関連の講座への参加を呼びかけるなど、政府や武器携帯者が人道に配慮した法の制定と実践に取り組めるよう支援しています。

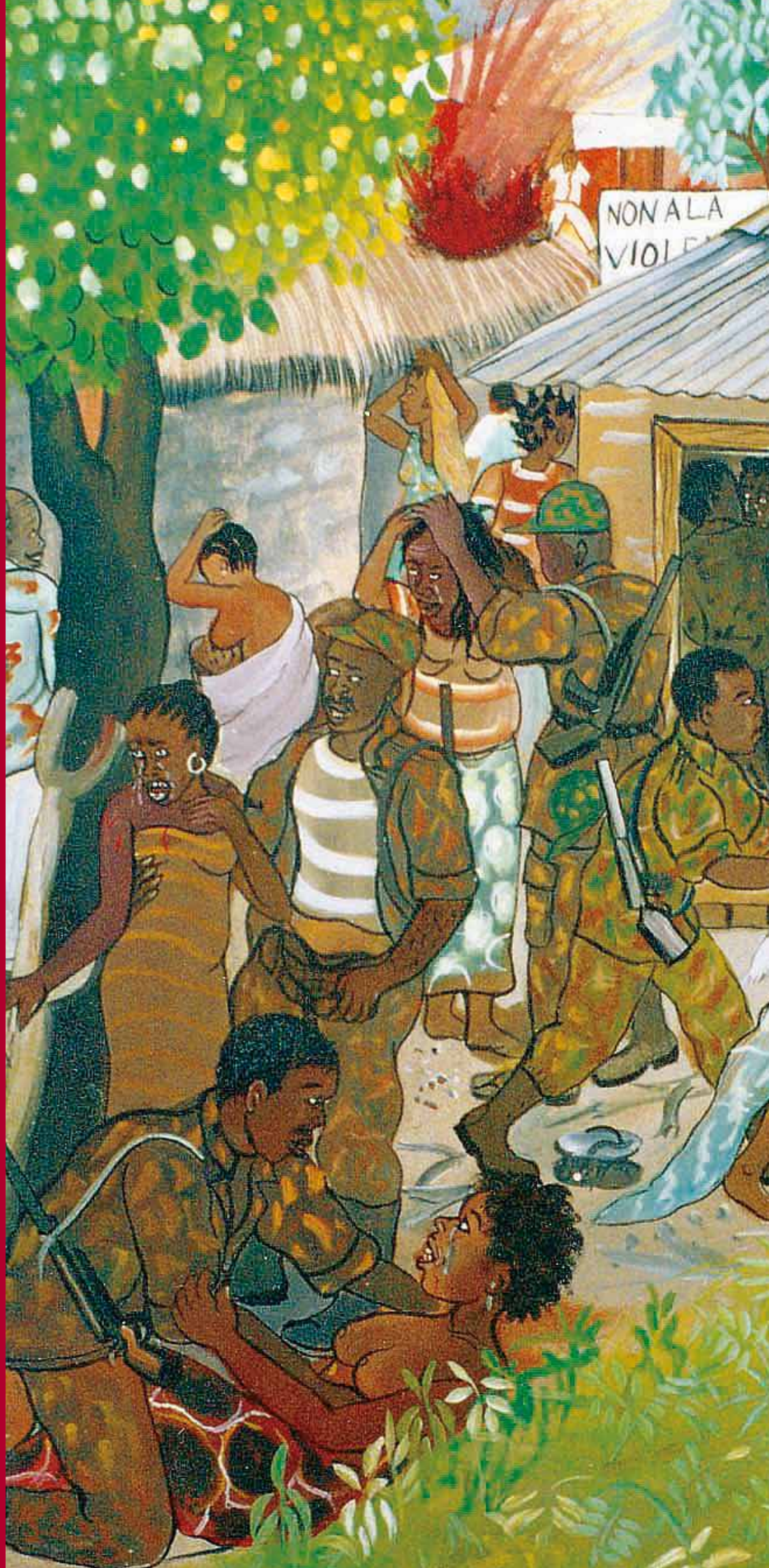
性暴力の被害者がコミュニティから阻害されるリスクをなくすために、被害者の苦しい立場や権利について理解を深めるようコミュニティを啓発しています。

また、そうした法や基準を軍の教義、武器携帯者の訓練やガイドライン、法執行機関の政策に組み込むよう、政府当局や武器携帯者に働きかけています。それぞれの状況に応じて、ブリーフィングや訓練の場も提供します。私たちは、

“表に出ることのない現象”

性暴力は、深刻な肉体的・精神的なトラウマやHIV感染の原因となり、時には死に至らしめることもあります。家族やコミュニティから、汚らわしいと拒絶されることもあります。罪悪感や羞恥心、仕返しされることへの恐怖、性的問題を語ることがタブーとされている現実などが、被害者による通報を妨げていることも予想され、結果として、多くの問題が隠されたままです。

このような理由から、被害者を見つけ、支援を届けることが大変難しくなっています。





男性に対する性暴力は
性的欲求を満たすというより
力や攻撃性を見せしめるために行われます。
そのため、自身の身に起きたことを、「性暴力」ではなく
「拷問」と訴える男性が多いのです。
男性間の性交渉を犯罪とみなす国では
その傾向がより強くなります。

男性や少年に対する性暴力

武力紛争下での性暴力、とりわけ男性に対する暴力は、これまで他の戦争犯罪の影に隠れて、表立って議論されることはありませんでした。すでに述べているように、紛争下における性暴力の問題は新しい現象ではなく、歴史をさかのぼれば男性に対しても去勢の強要などの性暴力は行われていました。国連人道問題調整事務所(OCHA)は、過去10年間だけでも25の紛争で男性に対する性暴力があったと報告しています。

性暴力に対する人道面での国際的な対応はこれまで、「女性の保護」の見地から行われてきました。男性や少年に対する性暴力だけに焦点をあてた国際人権規範文書は存在しないと指摘する専門家もいます。国際人道法が、被害者を区分することを正当化する理由として性別を用いることを禁じているにもかかわらず、です。

男性に対する性暴力は、戦争の道具や処罰のひとつとして利用されてきました。このような暴力は、性的欲求を満たすというより、力や攻撃性を見せしめるために行われます。レイプや強制避妊、裸体になることの強要、生殖器の損傷、他の男性、女性、または家族との性交渉の強要などがあります。戦争に勝利した兵士が、負けた兵士を去勢し性的に辱めることで、相手の男らしさが喪失されるということは広く信じられてきました。加害者には男性もいれば女性もいることも分かっています。

男性に対する性暴力が今まで見過ごされてきた背景には様々な要因があります。紛争の最前線にいる専門家が事象を察知できず、誤った対応をしてしまう。被害者側に恐れや羞恥心があり自分の身に起きたことをうまく説明できない。理解していたとしても「性暴力」という言葉は使わず、「拷問を受けた」と説明してしまう。健全に機能していない法的・官僚システムなどです。男性の性暴力被害者を対象とした心

身両面における支援設備が整っている場所もほとんどありません。また、国によっては、男性間の性交渉は犯罪行為とみなされるため、訴追、投獄、死刑となる可能性があることを恐れて被害を告発しない男性も多いのです。

しかし、旧ユーゴ国際刑事裁判所(ICTY)とルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)は、本来の性行為には用いられない挿入物や挿入部を使った行為もレイプの定義に含まれる場合もある、としました。さらに、性暴力は、人体に対する物理的な危害・侵害が加えられた場合に限られるのではなく、体の接触が無い場合でも起こりうると認めました。また2008年には、「全ての武力紛争当事者に対し、一般市民に対するいかなる性暴力も直ちにかつ完全に止めるよう要求」した国連安全保障理事会の決議が採択されたことで、男性や少年に対する性暴力があるという事実も徐々に認識されるようになってきています。

このような動きの一例として、ボスニアのルカ・キャンプで、ある兄弟を銃で脅し、性的行為を強要した事件の裁判があげられます。被告は、人道に対する罪に問われ有罪判決を受けました。同じようなケースで以前裁判が行われた際には、被告の非人道的な行為は非難されましたが、有罪判決を受けることはありませんでした。

ICRCがコンゴ民主共和国で支援しているカウンセリング施設の「聞く家」には、男性被害者も訪れます。「私は村人の笑いものです。彼らは、『お前はもう男じゃない。茂みに隠れている連中の妻になったんだ』と言ってさげすむのです」と被害者の一人は話します。私たちは今後も男女を問わず性暴力被害者に寄り添い、彼らの精神面・肉体面において支援の手を差し伸べていきます。

いまから150年前の1864年に誕生したジュネーブ条約は、2つの大戦での教訓を経て、4つの条約からなるジュネーブ諸条約として1949年に改定されました。その1つである第四条約は、紛争時に一般市民を保護する枠組みとして今日も効力を発揮していますが、残念ながら全ての武力紛争当事者がこの条約を遵守しているとはいえず、一般市民の被害はあとを絶ちません。

保護活動のなかで、ICRCが今後数年間で集中的に取り組もうとしているのが性暴力の問題です。ICRCは、「紛争に直面する女性 (Women Facing War)」を発表した2000年から性暴力問題への取り組みを強化してきました。2002-2005年には、性暴力の被害者支援に特化した初の取り組みをアフリカのブルンジで実施。心のケアを含む迅速な医療支援の提供が最優先事項であること、また、男性や少年も性暴力の被害に苦しんでいることが明らかになりました。

**“私たちは
これまでの支援活動を転換する
局面に立っています。
紛争の最前線で現地の人から話を聞いても
性暴力被害の状況を
あまり耳にすることがなかったため
この問題の広がりと深刻さに
気がつく機会がありませんでした。
しかし、この認識を改め
性暴力は事実起きていて
しかも問題は根深く
影響も広範囲にわたっているという前提に立って
被害者に支援の手を差し伸べていかなくってはなりません”**
(ICRC事業局長)



P. Yazdji/ICRC

今後の 取り組み

性暴力の被害者への支援は、これまでも私たちの活動の主要な部分を占めてきました。しかし、被害者やコミュニティが受ける被害は深刻で、被害者の人権侵害を防ぎながら彼らを保護・支援する効果的なシステムを構築する必要があります。ICRCは、性暴力に対する人道支援を体系化し、さらに強化するための取り組みに乗り出します。

被害者への直接支援に加え、右の2つの分野において、国際赤十字・赤新月運動のパートナーと協力し、質の高い、公平で包括的な人道支援を目指します。

同時に、赤十字職員に向けては、性暴力を分析するための知識やスキルの向上を目指し、ツールおよび支援メカニズムを使いこなせるようにします。

性暴力の予防

対象：政府、武装勢力、治安部隊、武器携帯者など

国際人道法や性暴力に関する国際的に認知されている基準を、国内法、教義、法令および活動に盛り込むよう働きかけます。

具体的な活動目標

- 政府当局、武器携帯者、市民の代表と予防活動を展開していく上で、性暴力に対応するためのツールを各国の事情に配慮しながらICRCの各代表部が作成します。
- ICRCアドバイザー・サービスが政府を定期的に支援し、性暴力被害者の保護と彼らへの支援の提供を国内法に明文化するよう働きかけます。
- 性暴力を禁止しているジュネーブ諸条約やその他の当該法を読み解き、その解釈の歴史的・将来的変遷を分析します。

国際赤十字・赤新月運動との協力

対象：全ての人々

性暴力に関する国際人道法や人権法の規範を各国の国内法に組み込む啓発活動を、各国赤十字社・赤新月社と協力して進めます。

具体的な活動目標

- 各国赤十字社・赤新月社は、性暴力に関する啓蒙活動を行います。被害者を支援する上で必要とされる人道的な対応やコミュニケーションを推し進めるイニシアティブを立ち上げ、専門的な活動も行っていきます。
- 緊急事態に陥る可能性のある国で活動している赤十字社・赤新月社は、ICRCや他の赤十字パートナーと協力して、性暴力の問題に対応できるような能力を強化します。

Q&A

性暴力の被害者は何を必要としていますか？

性暴力の被害者と接する際には、プライバシーの尊重と秘密厳守の徹底が重要となります。被害者の安全を確保し、さらなる攻撃を防ぐことも不可欠です。報復や襲われることへの恐怖は、被害者の告白の意思を踏みとどまらせてしまうからです。

性暴力は、深刻な肉体的・精神的被害をもたらす可能性が高く、医学的にも緊急事態です。72時間以内に適切な治療を受ければ、性病やHIV感染のリスクを減らし、国内法に沿った緊急避妊の処置をすることができます。

被害者が治療を受ける際の障害は何ですか？

精神的な支援を含む包括的な治療は、被害直後だけでなく長期的に必要となります。しかし、紛争下で治療を受けるのは困難です。被害者が、治療の必要性を認識していなかったり、外出に危険が伴うため医療施設に通えない場合もあります。紛争下では、数少ない医療機関が攻撃を受けることもあります。複雑な要素が絡み合う武力紛争の性質上、人道支援を行う私たちのような組織も、被害者に必要な支援を届けることが難しい場合もあります。

ICRCは性暴力を受けた被害者のニーズに対応するため、どんなことをしようとしているのですか？

私たちは人道支援組織として、被害者が必要とする支援を行うため、性暴力が起きる背景の把握と被害者支援に取り組んでいます。その活動は、医療サービスの提供や保護、支援、意識向上、予防など多岐にわたります。

状況によって、私たちが直接医療サービスを提供することもあれば、被害者を既存の医療機関に紹介することもあります。また、人材育成やインフラ整備、医療物資の提供、精神的・社会的ニーズに応えるプログラムの実施に取り組んでいます。性暴力を受けた人が生活

を立て直すことができるよう、食料や日用品、シェルター、新たな収入源の確保に加えて、医療面・心理面でのケアを受けるための交通費の支給など、経済的支援も行っています。

武力紛争下の性暴力について、国際人道法にはどのような規定がありますか？

強姦やその他の性暴力が武力紛争時に行われた場合、国際的・非国際的武力紛争のいずれにおいても、国際人道法の違反にあたります。武力紛争の当事者は性暴力を禁止する条項に従わなければなりません。また、ジュネーブ諸条約に加入している全ての国は加害者を罰する義務があります。

性暴力は戦争犯罪にあたりますか？

国際刑事裁判所の規程は、強姦やその他の性暴力を戦争犯罪に定め、それが一般市民に対して広範囲もしくは組織的かつ強制的に行われた場合、人道に対する罪にあたるとしています。

強姦やその他の性暴力は国際犯罪に該当することもあります。例えば国の役人が自白を強要するために被害者を強姦した場合は、拷問の手段とみなされます。また、性暴力が大量虐殺や民族浄化を目的として意図的に行われることもあります。その場合は、ジェノサイド罪に問われます。

武力紛争中、あるいは武力紛争に関連して行われた全ての強姦は戦争犯罪に該当し、罰せられなければならないとされています。また、いかなる場合でも、性暴力は国際人権法や多くの国内法、宗教の掟、伝統的な法に反する罪です。

性暴力を減らすために、誰に何を訴えているのですか？

私たちは武力紛争の全当事者に対して、国際人道法の義務に従って女性、男性、少女、少年を性暴力から保護し、また性暴力を受けた人に医療へのアクセスを保障するよう訴えています。

また、いかなる性暴力も国際人道法で禁じられていることを喚起し、これを国内法や軍法、武器携帯者への訓練マニュアルに組み込むよう啓発しています。私たちは世界中で武器を携帯する人たちを対象に、性暴力の禁止をテーマに講義し、これまで各地で目撃された違反行為を題材に取り入れた勉強会を開いています。

国際人道法の重大な侵害にあたる強姦やその他の性暴力は、加害者個人に刑事責任が生じ、起訴されなければいけません。全ての国はこれらの性暴力を犯罪として国内法で規制し、また全ての性暴力の事案を調査し、起訴しなければなりません。

また、住民を守り、性犯罪のリスクを減らすことを目的とした政府や武装グループとの非公式の対話の場では、被害者やコミュニティへの影響を始め、法的・刑事上の手続き、また加害者の特定や処罰のためにとられる手段を伝えます。

赤十字パートナーは性暴力の問題についてどのように連携しているのですか？

私たちは、世界中のどこにおいても、可能な限り現場にいる支援団体や各国赤十字社・赤新月社を始めとした国際赤十字・赤新月運動のパートナーと連携して活動をしています。

紛争地での人道支援活動を使命とする私たちは、紛争地やその他暴力が横行する中での性暴力に焦点を当て、この問題の持つ独特かつ繊細な側面に取り組んでいます。国際赤十字・赤新月社連盟と各国赤十字社・赤新月社は、紛争地に関わらず、性別からくる暴力など、より広範な問題に取り組むことが可能で、自然災害の際に起きる可能性が高い性暴力の防止も担っています。

全文は

<http://jp.icrc.org/2013/11/13/131113qa/>

日本における取り組み

政策

日本政府当局およびその他人道支援機関等と協力して、戦争の一手段として行われている性暴力の予防を国際社会に対して働きかけていきます。

また、被害者に対する人道支援を強化する上で、日本からの多岐にわたる支援および協力を呼びかけていきます。

広報

武力紛争下における性暴力とそれに伴う影響が拡大し、深刻化している現状について、日本赤十字社とともに、具体的な事例を交えながら広報活動を展開します。また駐日事務所が発行する広報誌やウェブサイト、ツイッターなども活用しながら、情報を発信するとともに、各種メディアと連携して性暴力に関する問題を取り上げていきます。

大学や研究機関とともに、国際人道法および性暴力に関連するその他の国際基準について、イベントやセミナーなどを実施します。大学院生や政府関係者、ジャーナリスト、NGO関係者など、多様なバックグラウンドを持つ人々を対象に、性暴力について周知徹底していきます。



ICRC

赤十字国際委員会 駐日事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6 階
TEL : 03-6459-0750 / FAX : 03-6459-0751

ICRC駐日事務所

検索